

センターの数を増やし、一部の担当地区を変更します

## 高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター



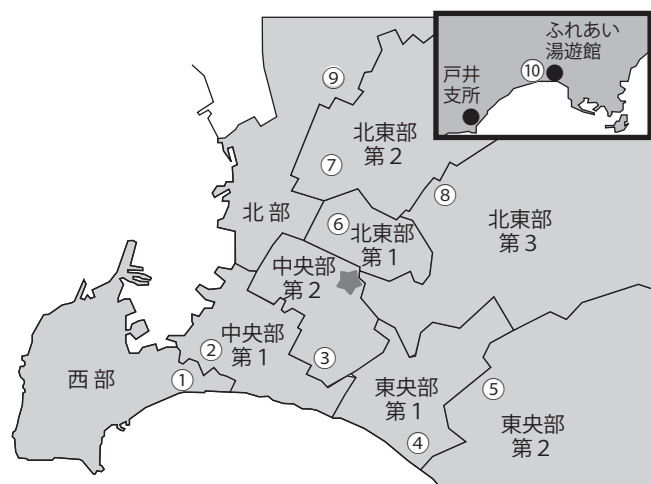
4月から、高齢者の相談窓口として設置している「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」を10カ所とします。

これまでどおり保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者やご家族、地域の方々からのさまざまな相談に応じ、適切なサービスや制度につなげるなどの総合的な支援を行います。

生活全般について、お気軽にご相談ください。

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3025

### ■高齢者あんしん相談窓口所在地



### ■地区名・地区が変更となる町名

※ 下表に掲載がない町は地区の変更なし

旧地区名	新地区名	担当センター	地区が変更となる町名
西部	西部	①あさひ（旭町4-12）☎27-8880	-
-	中央部第1	②こん中央（松風町18-14）☎27-0777	松風、若松、千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、日乃出、的場、金堀、広野
中央部	中央部第2	③ときとう（時任町35-24）☎33-0555	-
-	東中央部第1	④ゆのかわ（湯川町3-29-15）☎36-4300	川原、深堀、駒場、湯浜、湯川1～3、花園、日吉1～4
東中央部	東中央部第2	⑤たかおか（高丘町3-1）☎57-7740	-
北東部	北東部第1	⑥西堀（中道2-6-11）☎52-0016	-
-	北東部第2	⑦亀田（昭和1-23-8）☎40-7755	美原1～5、赤川、赤川1丁目、亀田中野、北美原1～3、石川、昭和1～4
-	北東部第3	⑧神山（神山1-25-9）☎76-0820	山の手1～3、本通1～4、陣川、陣川1～2、神山、神山1～3、東山、東山1～3、水元、亀田大森
北部	北部	⑨よろこび（桔梗1-14-1）☎34-6868	亀田、亀田本
東部	東部	⑩社協（浜町538-2）☎82-4700	-

## 成年後見センターを開設 成年後見制度の利用を支援します

成年後見制度は、判断能力に不安のある高齢者や障がいのある方を法律的に支援する制度です。

家庭裁判所により定められた後見人が、本人の代わりに日常生活での契約や財産管理を行うことで、不利益や悪質商法の被害を防ぎます。

この制度の利用を支援するため、ワンストップ相談窓口として成年後見センターを開設します。



### 主な業務

■相談（無料） 電話や窓口で相談をお受けし、成年後見制度を利用するための手続きや、申立ての支援、必要に応じて関係機関の紹介を行います。

また、毎月1回、弁護士による相談を行います。

■普及・啓発 研修会などを開催し、成年後見制度の正しい理解の普及と利用促進を図ります。

■市民後見人の活動支援 市民後見人の後見活動実施に向け、専門機関として支援等を行います。

所在地 若松町33番6号

（あいよる21 2階）

☎23-2600 FAX23-2611

受付時間 月曜日～金曜日

午前9時から午後5時まで

（土・日・祝日、12月29日

～1月3日を除く）